

○内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省 令第 号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第四条第
三項の規定に基づき、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会
基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和九年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 藤井比早之

法務大臣 山下 貴司

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 籾 和生

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 井林 辰憲

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和八年^{内閣府、総務省、法務省、農林水産省、令第四号}）の一部を^{経済産業省、国土交通省}次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(特定重要電子計算機の届出) 第二条 「略」 〔2・3 略〕 4 特定重要設備又は構成設備（経済安全保障推進法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）である特定重要電子計算機に係る第一項の届出書については、経済安全保障推進法第五十二条第一項又は第十一項の規定による当該特定重要設備の導入の届出を行っている場合（当該特定重要設備又は当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名（クラウド・コンピューティング・サービス（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十三条第一項に規定するクラウド・コンピューティング・サービスをいう。以下この項において同じ。）の使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称。次項第四号及び次条第三項において同じ。）と同一であり、かつ、当該特定重要設備又は当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名（クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名。次項第五号及び次条第三項において同じ。）と同一である場合に限る。）には、当該届出に係る経済安全保障推進法第五十二条第一項に規定する導入等計画書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）又は同条第十一項に規定する緊急導入等届出書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その
改正前	(特定重要電子計算機の届出) 第二条 「同上」 〔2・3 同上〕 4 特定重要設備又は構成設備（経済安全保障推進法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）である特定重要電子計算機に係る第一項の届出書については、経済安全保障推進法第五十二条第一項又は第十一項の規定による当該特定重要設備の導入の届出を行っている場合（当該特定重要設備又は当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名（クラウド・コンピューティング・サービス（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十三条第一項に規定するクラウド・コンピューティング・サービスをいう。以下この項において同じ。）の使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称。次項第四号及び次条第三項において同じ。）と同一であり、かつ、当該特定重要設備又は当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名（クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名。次項第五号において同じ。）と同一である場合に限る。）には、当該届出に係る経済安全保障推進法第五十二条第一項に規定する導入等計画書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）又は同条第十一項に規定する緊急導入等届出書（経済安全保障推進法の規定による変更をしたときは、その変更後のもの）

備考 表中の「」の記載は注記である。	変更後のもの）及び特別社会基盤事業者の連絡先を記載した書面の提出をもって、当該特定重要電子計算機に係る第一項の規定による届出書の提出に代えることができる。 5 〔略〕 （変更の届出） 第三条 〔略〕 2 〔略〕 3 構成設備である特定重要電子計算機の製品名及び製造者名に係る第一項の届出書については、経済安全保障推進法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による当該構成設備に関する事項の変更の内容の報告を行っている場合（当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名と同一であり、かつ、当該構成設備の供給者の名称又は氏名が当該特定重要電子計算機の製造者名と同一である場合に限る。）には、当該報告をもって、当該届出書の提出に代えることができる。 4 〔略〕
	及び特別社会基盤事業者の連絡先を記載した書面の提出をもって、当該特定重要電子計算機に係る第一項の規定による届出書の提出に代えることができる。 5 〔同上〕 （変更の届出） 第三条 〔同上〕 2 〔同上〕 3 構成設備である特定重要電子計算機の製品名に係る第一項の届出書については、経済安全保障推進法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による当該構成設備に関する事項の変更の内容の報告を行っている場合（当該構成設備の名称が当該特定重要電子計算機の製品名と同一である場合に限る。）には、当該報告をもって、当該届出書の提出に代えることができる。 4 〔同上〕

附 則

この命令は、令和九年一月十二日から施行する。